（別紙様式第二号）

（単位：百万円、％、件）

| 項目 | | 当四半期 | | 前四半期 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 適格流動資産　(1) | | | | | |
| 1 | 適格流動資産の合計額 | | | | |
| 資金流出額　(2) | | 資金流出率を乗じる前の額 | 資金流出率を乗じた後の額 | 資金流出率を乗じる前の額 | 資金流出率を乗じた後の額 |
| 2 | リテール無担保資金調達に係る資金流出額 | | | | |
| 3 | うち、安定預金の額 | | | | |
| 4 | うち、準安定預金の額 | | | | |
| 5 | ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額 | | | | |
| 6 | うち、適格オペレーショナル預金の額 | | | | |
| 7 | うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額 | | | | |
| 8 | うち、負債性有価証券の額 | | | | |
| 9 | 有担保資金調達等に係る資金流出額 | | | | |
| 10 | デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与信・流動性ファシリティに係る資金流出額 | | | | |
| 11 | うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額 | | | | |
| 12 | うち、資金調達プログラムに係る資金流出額 | | | | |
| 13 | うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額 | | | | |
| 14 | 資金提供義務に基づく資金流出額等 | | | | |
| 15 | 偶発事象に係る資金流出額 | | | | |
| 16 | 資金流出合計額 | | | | |
| 資金流入額　(3) | | 資金流入率を乗じる前の額 | 資金流入率を乗じた後の額 | 資金流入率を乗じる前の額 | 資金流入率を乗じた後の額 |
| 17 | 有担保資金運用等に係る資金流入額 | | | | |
| 18 | 貸付金等の回収に係る資金流入額 | | | | |
| 19 | その他資金流入額 | | | | |
| 20 | 資金流入合計額 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 連結流動性カバレッジ比率　(4) | | | | |
| 21 | 算入可能適格流動資産の合計額 | | | |
| 22 | 純資金流出額 | | | |
| 23 | 連結流動性カバレッジ比率 | | | |
| 24 | 平均値計算用データ数 | | | |

(注)

(1)　適格流動資産

項番１「適格流動資産の合計額」の欄には、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁告示第五十九号。以下「流動性カバレッジ比率告示」という。）第三条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載する。

(2)　資金流出額

ａ　項番２「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第十九条のリテール無担保資金調達に係る資金の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額（同条に規定するリテール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。ｂ及びｃにおいて同じ。）を記載する。

ｂ　項番３「うち、安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第二十条第一項（流動性カバレッジ比率告示第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する安定預金（流動性カバレッジ比率告示第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、流動性カバレッジ比率告示第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下ｂにおいて同じ。）の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

ｃ　項番４「うち、準安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第二十一条第一項（流動性カバレッジ比率告示第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する準安定預金（流動性カバレッジ比率告示第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、流動性カバレッジ比率告示第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下ｃにおいて同じ。）の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

ｄ　項番５「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額（流動性カバレッジ比率告示第二十六条のホールセール無担保資金調達に係る資金の額をいう。ｆ及びｇにおいて同じ。）の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額（同条に規定するホールセール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。ｆ及びｇにおいて同じ。）を記載する。